

インフルエンザは学校保健安全法に定められている感染症で、規定に定められた通りに学校や幼稚園、保育園を休まなければなりません。

- 学校（小、中、高、大学など）は熱が出始めてから5日以上経過し、かつ、まる1日37℃以上の熱が出ない日の次の日から2日間出席停止です。
- 幼稚園、保育所は熱が出始めてから5日以上経過し、かつ、まる1日37℃以上の熱が出ない日の次の日から3日間出席停止です。

※熱が出始めた日は0日で、翌日から5日間です。下の図を参考にしてください。

低年齢ほどウイルスが体内に残りやすく、感染させる可能性がある期間が長いため、幼稚園、保育所の出席停止期間が長くなっています。大人の方は会社で規定がなければ学校の規定を参考に休んでください。診断書が必要な方は職員にお申し出ください。

インフルエンザウイルスは発症後5～7日間はウイルスの排出があります。周囲への感染を防ぐために外出は控えるか、マスクを着用して外出しましょう。

登校・外出について —学校保健安全法施行規則より—

熱が下がった後は最低2日間(幼児は3日間)、かつ、インフルエンザ発症後からは5日間は自宅で療養しましょう!

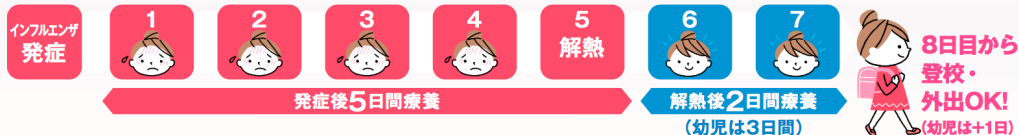
例1 ●インフルエンザが発症してインフルエンザのお薬を服用し、2日目に熱が下がった場合でも…

発症日(0日目) 発症後1日目 発症後2日目 解熱後1日目 解熱後2日目 発症後5日目 登校・外出の目安
月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日



例2 ●インフルエンザが発症して5日目に熱が下がった場合は…

発症日(0日目) 発症後1日目 発症後2日目 発症後3日目 発症後4日目 発症後5日目 解熱後1日目 解熱後2日目 登校・外出の目安
月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日



熱が下がっても、しばらくはインフルエンザウイルスが残っているため、他の人に感染させる可能性があります。(主治医の先生の指示に従ってください)



解熱とは「まる1日37℃以上の発熱がないこと」を指します。